

別紙 日常生活用具の種別、対象者、基準額表（簡易版）

R5.2.7 現在

種目	種別	対象となる障害等	耐用年数	基準額
介護・訓練用支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹（２級以上）	８年	154,000円
	特殊マット	下肢又は体幹（１級）（身体障害児の場合は２級以上） 療育手帳Ａ２以上 ※３歳以上	５年	19,600円
	特殊尿器	下肢又は体幹（１級） ※学齢児以上	５年	67,000円
	入浴担架	下肢又は体幹（２級以上） ※３歳以上	５年	82,400円
	体位変換器	下肢又は体幹（２級以上） ※学齢児以上	５年	15,000円
	移動用リフト	下肢又は体幹（２級以上） ※３歳以上	５年	159,000円
	訓練いす	下肢又は体幹（２級以上） ※３歳以上	５年	33,100円
	訓練用ベッド	下肢又は体幹（２級以上） ※学齢児以上	８年	159,200円
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓（３級以上）で自己連続携行式腹膜灌流（CAPD）による透析療法を行う者。 ※３歳以上	５年	51,500円
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器（３級以上）又は日常生活用具給付意見書	５年	36,000円
	電気式たん吸引器	呼吸器（３級以上）又は日常生活用具給付意見書	５年	56,400円
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者(児)	10年	17,000円
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸器（１級）又は人工呼吸器装着者 ※日常生活用具給付意見書必須	５年	157,500円
	視覚障害者用体温計(音声式)	視覚（２級以上） ※学齢児以上	５年	9,000円
	視覚障害者用体重計	視覚（２級以上） ※学齢児以上	５年	18,000円
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障害を有する者 ※３歳以上	８年	90,000円
	便器	下肢又は体幹（２級以上） ※学齢児以上	８年	9,850円
	☆ T字状・棒状のつえ	平衡、下肢又は体幹（３級以上） ※学齢児以上	３年	4,460円
	移動・移乗支援用具	平衡、下肢又は体幹機能に障害を有する者	８年	60,000円
	☆ 頭部保護帽	平衡、下肢又は体幹機能に障害を有する者 療育手帳Ａ２以上又は精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	３年	(1) 12,160円 (2) 36,750円 ※プラスチック
	特殊便器	上肢２級以上又は療育手帳Ａ２以上 ※学齢児以上	８年	151,200円
	火災警報器	障害等級２級以上又は療育手帳Ａ２以上	８年	15,500円
	自動消火器		８年	28,700円
	電磁調理器	視覚２級以上又は療育手帳Ａ２以上	６年	41,000円
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚２級以上又は療育手帳Ａ２以上 ※学齢児以上	10年	7,000円
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚２級以上	10年	87,400円
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障害 ※学齢児以上	５年	98,800円
	情報・通信支援用具	上肢２級以上又は視覚障害２級以上	1回限り	100,000円
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害（原則として視覚２級かつ聴覚２級以上）、又は視覚障害１級以上	６年	383,500円
	☆ 点字器	視覚２級以上 ※学齢児以上	７年	(1) 標準型 ア 10,400円 イ 6,600円 (2) 携帯用 ア 7,200円 イ 1,650円

	点字タイプライター	視覚 2 級以上	5 年	63,100 円
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚 2 級以上 ※学齢児以上	6 年	85,000 円
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚 2 級以上 ※学齢児以上	6 年	99,800 円
	視覚障害者用拡大読書器	視覚に障害を有する視覚障害者（児） ※学齢児以上	8 年	198,000 円
	視覚障害者用時計	視覚 2 級以上 ※触読式時計の使用が困難な者 ※学齢児以上	10 年	触読式 10,300 円 音声式 13,300 円
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する者 ※学齢児以上	6 年	71,000 円
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者（児）	6 年	88,900 円
	☆ 人工喉頭	喉頭摘出者。ただし、埋込型用人工鼻については、常時埋込型の人工喉頭を使用する者に限る。	4 年	笛式 8,100 円
			5 年	電動式 70,100 円
			—	月額 23,760 円
	福祉電話（回線の貸与のみ）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する者 又は外出困難な身体障害者（原則として 2 級以上）	—	—
排泄管理支援用具	☆ ストーマ装具	人工肛門又は人工膀胱造設者	—	蓄便袋(月額) 8,858 円
			—	蓄尿袋(月額) 11,639 円
	☆ 紙おむつ等	次の各号のいずれかに該当する者 (1)ストーマの著しい変形等によりストーマ装具の使用が困難な者 (2)3 歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障害の者 (3)脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者。 (4)紙おむつ意見書により上記各号のいずれかと同等の状態であると医師に認められる者	—	月額 12,000 円
	収尿器	高度の排尿機能障害	1 年	男性用 7,700 円 女性用 8,500 円
			—	男性用(月額) 5,700 円 女性用(月額) 5,900 円

☆が付いている用具については、在宅以外（入院中又は施設入所）でも対象となります。